

水産政策審議会

第53回 漁港漁場整備分科会

令和5年11月21日（火）

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課

午後1時30分開会

○高原計画課総括 予定の時刻になりましたので、ただいまより水産政策審議会第53回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

私、水産庁計画課の高原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員の出席状況について御説明いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数7名中6名の委員に御出席いただいております。よって、定足数を満たしており、本日の分科会は成立しております。

本分科会におきまして、原則としてカメラ撮りは冒頭のみ行われます。会議途中でカメラ撮りを可とする場合におきましては、事務局からお知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、議事及び各委員の御発言内容は、後日ホームページにて公表することとしてございますので御了承いただきたいと思います。

なお、本日は3名の委員がリモートでの御参加を頂いております。後ほど、御紹介させていただきます。

ここで、会議のリモート開催に当たりまして、御留意いただきたい点をお知らせいたします。

会議中、委員の皆様のカメラはオン、マイクはミュートにさせていただき、御自身の御発言の際にはマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。

また、通信状況が悪く、音声聞き取りにくい場合には、カメラをオフのお願いをする場合がございます。

議事事項に対する委員の御発言は、分科会長から御指名の順に頂くことを予定しておりますけれども、これ以外の発言がある場合には、挙手ボタン又はチャットにより事務局にお知らせいただくよう、お願いいたします。

音声聞こえないなど不具合がございましたら、資料の説明途中であっても、その旨を御発言いただくか、チャット又はあらかじめお知らせしている事務局の電話への御連絡をお願いいたします。

委員の皆様には、音声の不具合等で説明や審議が中断する場合がありますことを御了承をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、水産庁の漁港漁場整備部長の田中から御挨拶を申し上げ

げます。

○田中漁港漁場整備部長 会議の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、当分科会への御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、御審議を頂きます活用基本方針等の3件につきましては、7月に当分科会への諮問をさせていただき、10月の第52回の会議でも様々な観点からの御審議を頂いたところでございます。本日、頂いた御意見をこちらの方で検討させていただき、所要の修正や変更などを行ったものを本日改めてお諮りをしたいと、このように思っております。

また、10月の会議以降は、関係の地方公共団体や関係省庁との協議等々の調整も図ったところでございます。そういった調整の経過も踏まえまして、本日御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

今回、御議論を頂いております活用基本方針等につきましては、さきの通常国会で成立をいたしました改正漁港漁場整備法の施行に基づく、それに必要なものということでございます。その関係では、先月10月13日には、この改正法の施行を来年の4月1日とするという施行期日を定めることを政令で決めるとともに、今回法律の名称なども変更となっております。その関係からの所要の措置というものを政令改正等を行ったところでございます。

また、今回の法改正で新たに設定される物権みなしの権利としまして、漁港水面施設運営権というのがございます。この手続につきましても、この11月に政令等で定めをしたということでございます。来年4月1日に向けて、これらの施行への準備を現在進めさせていただいております。

本日御審議いただきます3件の方針等につきましては、早期の策定に向けて、我々、これから取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞ、本日の御審議のほど、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○高原計画課総括 それでは、ここで本日御出席の委員及び特別委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、会場にて御出席されている委員から御紹介させていただきます。

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会代表監事の青木委員でございます。

○青木委員 よろしくお願ひします。

○高原計画課総括 石巻漁業株式会社代表取締役の及川委員でございます。

○及川委員 よろしく申し上げます。

○高原計画課総括 東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授の工藤委員でございます。

○工藤委員 よろしく願いいたします。

○高原計画課総括 明治大学専門職大学院法務研究科教授の橋本委員でございます。

○橋本分科会長 よろしく願いいたします。

○高原計画課総括 続きまして、リモートにて御出席いただいております、北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の阿部委員でございます。

○阿部委員 よろしく願いいたします。

○高原計画課総括 全国漁協女性部連絡協議会副会長の高松委員でございます。

特別委員の株式会社クリエーションWEB PLANNING代表取締役の深川委員でございます。

○深川委員 よろしく申し上げます。

○高原計画課総括 なお、定池委員におかれましては、御都合により欠席と連絡を頂いてございます。

続きまして、水産庁の出席者を紹介させていただきます。

まず初めに、先ほど挨拶いたしました田中漁港漁場整備部長でございます。

○田中漁港漁場整備部長 よろしく申し上げます。

○高原計画課総括 中村計画課長でございます。

○中村計画課長 中村です。よろしく願いいたします。

○高原計画課総括 櫻井防災漁村課長でございます。

○櫻井防災漁村課長 よろしく申し上げます。

○高原計画課総括 中村水産施設災害対策室長でございます。

○中村水産施設災害対策室長 よろしく申し上げます。

○高原計画課総括 そのほか事務局が出席してございます。

では、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、資料番号なしの議事次第、分科会委員名簿、座席表、それから資料一覧。次に、右肩に資料番号が付いておりますけれども、資料1といたしまして、第52回漁港漁場整備分科会での委員からの主な意見とその対応という資料、それから資料2、漁港施設等活用

事業の推進に関する基本方針（案）、資料３、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（案）、資料４、模範漁港管理規程例（案）、資料５－１、これにつきましては委員からの意見とその対応という資料、それから資料の５－２、藻場・干潟ビジョンの見直しについて（概要）、資料５－３、藻場・干潟ビジョン（案）。参考資料の１、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（案）の概要、参考資料２、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（案）、参考資料３、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更（案）の概要、参考資料４、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更（案）新旧対照表、参考資料５、模範漁港管理規程例の一部改正（案）新旧対照表。

以上でございますが、不足しているものはございませんでしょうか。

なお、資料につきましては、説明時に画面に表示させていただきますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。これより進行を橋本分科会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

○橋本分科会長　それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事としましては、審議答申事項３件を予定しています。早速審議に入らせていただきます。

諮問第425号、漁港施設等活用基本方針の策定について。諮問第426号、漁港漁場整備基本方針の変更について、及び諮問第427号、模範漁港管理規程例の一部改正についてでございます。

本件につきましては、７月５日の第51回の分科会で諮問と説明がございまして、10月11日の第52回の分科会で審議をしてきたものでございます。

それでは、本日の資料について、事務局より説明をお願いをします。

○中村計画課長　計画課長、中村でございます。改めて、よろしくお願いいたします。

本日は、３つの件について、まずは御説明します。資料２、３、４が、それぞれ基本方針、基本方針、模範管理規程例の最終版でございます。説明の方は、参考資料等によって、説明させていただきたいと思います。

まずは、漁港施設等活用事業推進に関する基本方針の説明として、参考資料１、そして資料１、参考資料２で御説明いたします。

まずは、参考資料１をお願いします。

この基本方針案の概要ということで、まず少しおさらいです。趣旨といたしまして、活

用事業の推進に当たって、法律の趣旨を踏まえ、適切な運用がなされるよう、その在り方を農林水産大臣が策定するものというものでございます。

そして、この概要ですけれども、ローマ数字ⅠからⅤまでございます。

Ⅰの中では、基本的な方向ということで、活用事業の前提でありますとか活用事業の範囲、そして漁港管理者の役割などを記しております。

そして、2番目といたしまして、適切かつ確実な実施に関する事項といたしまして、活用推進計画の策定に関する基本的な考え方、そして策定に当たって関係者との調整の考え方、実施計画の認定の基本的な考え方、こういったものを示しております。

そして、3番目、漁港水面施設運営権に関する基本的な事項。

4番目、活用事業の実施に際し、配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項。

そして、5番目、その他重要事項ということで、これらによって構成されております。

資料1をお願いします。

資料1ですけれども、活用基本方針に関する意見とその対応ということで、前回の分科会で御議論いただきました主な意見を掲示しております。そして、その対応方針について記したものでございます。

まずは1番目、及川委員から、活用事業の実施に当たって、駐車場など多くの来訪者の利用の増加が予想されるということで、漁業上の利用に支障がないようにすみわけのルールづくりが大事であるという御意見でございます。

これに対しましては、基本方針の案の中で、漁業上の利用の確保に関する事項、そういったものの中で動線の重複を避けることと、こういったことを記しております。後ほど、詳しく御説明いたします。

2点目、工藤委員からでございます。改正漁港法第4条の2で、活用事業の意義について、「当該漁港に係る水産業の健全な発展、水産物の安定供給に寄与する」ということで、この「当該漁港」という言葉が法律上重要ではないかという御示唆を頂いております。

対応方針ですけれども、御指摘のとおり、この基本方針の中の基本的な方向、そしてねらいという項目があります。この中で「当該漁港」に係る施策である旨を明記することにしたしております。

そして、3点目、同じく工藤委員からでございますけれども、法第4条の2「当該漁港において取り扱う水産物」を対象として記載がなされているけれども、これらについても、やはり当該漁港において取り扱う、こういった当該水産物という記述も大事なのではない

かという御示唆を頂いております。

これについても、御指摘のとおり、「当該漁港で取り扱う水産物」を対象とした事業であることを明示させていただいております。

おめくりいただきまして、4番目、工藤委員からでございます。法第41条第5項、これは関係者の意見を聴くと、計画の策定に当たって関係者の意見を聴くというところですが、けれども、「あらかじめ」ということが明記されているということでございます。この「あらかじめ」意見を聴く、こういった記述を踏まえるべきではないかという御意見を頂きました。

これの対応方針ですけれども、関係者との調整について「あらかじめ」ということを入れたいということで修正しております。

そして、5点目、定池委員の御意見でございます。推進に関する重要事項の中の、認定計画の実施者の協力でありますとか、安全を確保すること、こういった記述の中で、平時及び非常時それぞれについて内容を、責任を負う主体と併せて明記すべきではないかという御意見を頂いております。

これにつきましては、緊急事態発生時における認定計画実施者の協力という項目におきまして、平時と非常時の対応を念頭に置きまして記述を修正しております。

また、本方針に記載できない、詳細な事項につきましては、災害のガイドライン等で併せて検討していくことといたしております。

6点目、高松委員からの意見でございました。基本方針の中で、事業を推進するに当たり、守るべき最低限の考え方を示すというスタンスについては賛成である。一方で、具体的にどのように事業を推進しているのかと、こういったことを一定の方向性を示していくことが重要ではないかという御意見でございました。

これにつきましても、基本方針に詳細についてはガイドライン等で示していくことを検討するというところでございます。

7点目、同じく高松委員からでございます。地域へは「海業」という言葉自体、まだ定着していないということで、海業についてイメージを共有できるように進めていってもほしいという御意見でございました。

これにつきましては、今後、全国における取組事例の収集、広報を進めるとともに、各地での説明会などを行いまして、海業の普及に努めていこうというふうに考えております。

以上、主な意見、委員の方々から意見を頂いたものに対して、今回、文章の修正をして

おります。あとは文章の適正化という観点からも少し修正をしております。これを最終的に御説明します。

参考資料２で御説明させていただきたいと思います。

参考２、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（案）となっております。

まず、序文につきましては、文章の適正化ということで、若干の修正をしております。

２ページ目、お願いします。

ローマ数字Ⅰ、基本的な方向の算数字１、事業のねらいのところでございます。先ほどの御意見でありました、工藤委員からの改正漁港法第４条の２に規定されている当該漁港に関するのですが、改正漁港法の趣旨に沿って記述した方がいいのではないかという御意見でございました。

これにつきましては、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業となっており、ひいては、周辺の漁業地域においてもその効果が及ぶことが期待されるものであるということで、当該漁港と周辺の漁港を少し書き分けて、当該漁港を意識した表現としております。

２ページ目の下の辺り、これは文章の適正化でございます。

３ページ目、お願いします。

３ページ目、事業の範囲、（１）の消費増進事業の範囲のところでございます。そのイのところでございますが、これも同じように工藤委員から「当該」ということで当該水産物というのが大事ではないかということでございます。

イのところでいきますと、その実施に係る漁港において、生産、水揚げ又は集荷される水産物の販売や当該水産物を材料とする料理の提供などを行う事業であるということで、加筆しております。

ウもそれに連動いたしまして、当該水産物の消費の拡大を目的とするものであるという形に修正しております。

そして、（２）の交流促進事業の範囲におきましても、エの方で、その実施に係る漁港において、生産、水揚げ又は集荷される水産物の消費の拡大、水産物や水産業に関する理解の増進ということで修正しております。

戻っていただいて、３ページ目のイのところでございます。なお書きでございます。このなお書きにつきましては、漁港施設として直販所を定義しておりますけれども、その直販所との違いについて明確化した文章を入れております。

読みますと、なお、漁港施設である直売所において行うものは、漁港施設の本来的な用途に沿って実施されるものであり、漁港施設等活用事業の対象からは除かれるものとするということで、分けするような書き方をしております。

5 ページ目のローマ数字のⅡの実施に関する事項でございます。

これにつきまして、8 ページ目、お願いします。

8 ページ目の2 番でございます。関係者との調整というところでございます。先ほども意見ありました、工藤委員から「あらかじめ」というのがございました。これに沿って、関係者との調整において、漁港の関係者からあらかじめ意見を聴かなければならないという表現に改めております。

8 ページ目の下の部分、ウの部分でございますけれども、これは法律名をきちんと正確に明記するという趣旨で、港湾法、河川法、こういったものを明記しております。

11 ページ目からは、ローマ数字Ⅲの漁港水面施設運営権に関する基本的な事項になります。このローマ数字Ⅲについては修正ございません。

12 ページ目、ローマ数字Ⅳ、配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項でございます。これに関しても修正ございません。

1 点ですけれども、13 ページ目のウでございます。及川委員から、先ほど御説明しましたけれども、多くの来訪者が来るので、そういったすみわけやルールづくりも大事ではないかということがございました。これについては、ウの方で、来訪者の関係でありまして、動線の重複を避けることなど十分な配慮がなされていることということで記しております。

最後に、ローマ数字Ⅴでございます。その他、漁港施設等活用事業の推進に関する重要事項というところでございます。

その3 番目、緊急事態発生時における認定計画実施者の協力のところでございます。先ほどの意見、定池委員の方から、平時と非常時を念頭に記載した方がよいのではないかと、いう御意見でございました。

これに関しましては、緊急事態発生時に備えてということで、平時のときにやっておく、日頃から備えておくべきことということで、「備えて」ということで書いております。避難者の移送、避難船舶等や緊急物資の受入れ等の体制を整えるに当たっては、認定計画実施者からの協力が得られるように努めるものとするということにくくっております。

以上、簡単ではございますけれども、前回の分科会からの修正点の説明でございました。これが1 点目の漁港施設等活用事業の基本方針のお話であります。

2つ目の答申の漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更の話でございます。これにおいては、参考資料3と参考資料4で御説明いたします。

まず、参考資料3、変更の内容ということで、これはおさらいになります。この漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針におきましては、ローマ数字ⅠからⅤまであります、この太枠で囲った主な項目に分けて記載しております。

まず、ローマ数字Ⅰですけれども、基本的な方向。この中で、変更のポイントですけれども、追加された漁港施設を追記しております。あと、新たに創設された今回の活用事業についての記述、そして漁港協力団体の記述、こういったことを変更で書きました。

ローマ数字のⅡの中では、効率的な実施に関する事項ということで、変更のポイントとして、活用事業の役割について明確化しています。

ローマ数字Ⅲ、技術的指針に関する事項の中では、追加された漁港施設について、それぞれ具体的に明記をしております。

そして、ローマ数字Ⅳ、配慮すべき環境との調和に関する事項、ローマ数字Ⅴ、その他の重要事項ということで構成されております。

参考資料4をお願いします。

参考資料4につきましては、現行令和4年3月につくられたものを右側に、そして今回の変更点を左側に書いた新旧対照表になっております。

左側の変更の中の赤字におきましては、現行から変更の部分、既に前回の分科会で提示されたもの、これが赤字になっております。そして、前回分科会から、今回変更した部分を黄色のマーカーで書いております。

結果的に申し上げますと、ほとんど変更、前回から変更ございません。1点ありますのは21ページ、お願いします。

5のその他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項という中で、1番、「海業」の振興の促進に関する事項ということの中でございます。これは、どちらかというと表現の適正化でございます。漁港の活用を促進するというのが文章の中に入っておりましたけれども、それを最後に持ってきて、漁港施設等活用事業等による漁港の活用を促進するというところでございます。

そのほかは、前回の分科会で御提示したものと同じになっております。

以上が、2点目の答申事項の説明でございました。

最後に、3点目の答申の事項でございます。

参考資料 5 をお願いいたします。

模範漁港管理規程例の一部改正ということでございます。

この改正につきましては、漁港施設等活用事業に関する占用料、これを徴収できるという規定をこの中に盛り込むということでございます。

現行と対比した形で新旧対照表をつくっております。これも前回分科会で提示したもの、赤字でございますけれども、これと変更ございません。

この中の第15条の中に、法第43条第4項に規定する認定計画実施者——この認定計画実施者は漁港施設等活用事業を実施する者ですが、その者から占用料を徴収する規定を追記したものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、答申の3事項を御説明いたしました。

以上でございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

資料1から資料4に関して、御説明を受けました。資料2につきましては、諮問第425号、漁港施設等活用基本方針の策定についての答申に関するもの。資料3につきましては、諮問第426号、漁港漁場整備基本方針の変更についての答申に関するもの。資料4につきましては、諮問第427号、模範漁港管理規程例の一部改正についての答申に関するものとして整理されたものと認識をしております。

それでは、資料1から資料4について御確認を頂きまして、順番に御意見や御質問を頂きたいと思います。

まず、会場に御出席いただいている青木委員、及川委員、工藤委員の順にお願いをします。

では、最初に青木委員、お願いをいたします。

○青木委員 青木です。

今回、策定いただいた中で、漁業が疎外されないようなことが担保されているということとは大変有意義なことだと思います。その上で、漁港が盛り上がっていくというのは水産業を盛り上げる意味でも大変意義のあることだと思いますので、計画をしっかりと進めて、今後の水産業界のために皆さんで頑張っていければと思います。

以上です。

○橋本分科会長 何か、事務局からございますか。

○中村計画課長 応援のご意見を頂きました。計画をしっかりとということですので、我々、

基本方針を定めた後に、4月の施行を目指して、先ほど申しあげましたガイドライン等の通知、これ以降の準備もすることにしております。そういったのも含めて、地方公共団体とともに、しっかりした計画の促進に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

では、及川委員、お願いをします。

○及川委員 答申案の3つにつきまして、賛成いたします。特にコメントはありません。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、工藤委員、お願いをします。

○工藤委員 とても丁寧に御対応いただいたと思っております。感謝申し上げます。

改めて、今回御説明いただきまして、改正された漁港法の趣旨が十分に反映されているというふうに思いました。

私の方からは以上となります。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、リモートで御出席されています、阿部委員、高松委員、深川委員の順にお願いをします。

では、阿部委員から、お願いをいたします。

○阿部委員 ありがとうございます。

今説明を頂いた内容、前回、皆の意見を聴取して、それが網羅されていると。そして、また、漁業者を第一に考えてくれているということで、私もこれは賛成をいたします。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、高松委員、お願いをいたします。

○高松委員 私も勉強不足で、まだこれから皆さんとともに勉強させていただこうと思っておりますが、今回の件に関しては別に問題もなく、賛成いたします。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、深川委員、お願いをいたします。

○深川委員 私からも特段意見はございません。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

私からも特段の意見はございませんが、本日審議したうちの2つの基本方針として定め

られた内容は、これは改正法を実際に生かしていくための、正にこれ、肝となるものだろうというふうに思っているところ。この審議会でも委員の方々から様々な御指摘を頂きましたし、水産庁の事務局の方にもそれを踏まえていただいて、大変よいものになったと思っております。どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようですので、諮問第425号、諮問第426号、諮問第427号につきましては、お手元の資料2、3、4のとおりとして取り扱ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋本分科会長 どうもありがとうございました。

なお、本日御欠席の定池委員からは、資料2、資料3、資料4の内容について異存はない旨の御連絡を頂いております。

それでは、本日の答申ということで資料を取り扱うことを決定をさせていただきたいと思います。

それでは、答申書を画面に映していただきますので、御覧を頂きたいと思います。

なお、これまでお知らせをしているとおり、審議会令第5条第6項の規定により、本分科会の議決をもって審議会の議決となります。

それでは、読み上げさせていただきます。

答申書。

5水審第32号。

令和5年11月21日。農林水産大臣、宮下一郎殿。水産政策審議会会長、佐々木貴文。

令和5年7月5日付け、5水港第989号をもって諮問のあった事項については、下記のとおり答申する。

記。

諮問第425号。漁港施設等活用基本方針の策定については、別紙1のとおり定めることが適当である。

諮問第426号。漁港漁場整備基本方針の変更については、別紙2のとおり定めることが適当である。

諮問第427号。模範漁港管理規程例の一部改正については、別紙3のとおり定めることが適当である。

以上でございます。

答申書に記載のある別紙１、別紙２及び別紙３は、先ほど皆様に御確認いただいた資料２、資料３及び資料４ということになりますので、その点、よろしくお願いをいたします。

それから、この答申書は水産政策審議会の会長の名前で農林水産大臣に出すことになっておりますので、その点も併せて御了承をお願いをします。

それでは、この答申書をお渡しをしたいと思います。

(答申書手交)

○橋本分科会長 本日、無事に答申をお出しすることができました。委員各位のこれまでの審議に対する御協力に対しまして、御礼を申し上げます。

それでは、漁港施設等活用基本方針、漁港漁場整備基本方針及び模範漁港管理規程例について、今後、どのような手続を経て決定されるのか、事務局から説明をお願いします。

○中村計画課長 どうもありがとうございました。

漁港施設等活用基本方針、漁港漁場整備基本方針及び模範漁港管理規程例におきましては、農林水産大臣が策定することとなっております。頂きました答申を基に、省内の所要の手続を経まして、年内に官報掲載やホームページなどにより公表、周知を図っていくということで考えております。

以上でございます。

○橋本分科会長 どうもありがとうございました。

今後の手続について、御説明をしていただきました。何か、委員の皆さんの方から、聞いておきたいというようなことがございますでしょうか。何かありましたら。大丈夫でしょうか。ありがとうございました。

では、次に、その他として、藻場・干潟ビジョンの見直しについて説明をお願いいたします。

○中村計画課長 その他、報告事項となりますけれども、藻場・干潟ビジョンの見直しについて資料５－１、２、３を用いまして、御説明いたしたいと思います。

まず、資料５－２で少しレビューをしたいと思います。藻場・干潟ビジョンの見直しについてということでございます。

藻場・干潟ビジョンとはということで、藻場・干潟の実効性のある効率的な保全・創造対策を推進するための基本的な考え方として取りまとめたものということで、平成28年に公表しております。これを今回、改正するというものでございます。

この国のビジョンに基づきまして、右下にありますように、全国の約80の海域で今策定をされているということでございます。

これにつきまして、前回の分科会で少し御意見を頂きました。この御意見の内容が資料5－1に意見と対応という形で提示させていただいています。

まず、1点目、定池委員の方から、NPO、ボランティア等、多様な主体の守り手の組織化により体制を強化すると記載されているけれども、国が組織化という表現、これは活動を強いるニュアンスでよくないのではないかという御意見でございました。

対応方針といたしましては、「組織化」というのを「守り手と一体となった組織づくりを推進する」ということで少し表現を修正したものであります。

2点目、及川委員の方から、ブルーカーボンの吸収量について、数値の記載があった方がよいという御意見を頂いております。

前回の分科会以降、水研機構の方で、CO₂の貯留量の手法の開発のガイドブックというものを公開されております。ですので、こういったものの紹介でありますとか出典先を明記するという対応にいたしております。

そのほか、本分科会の委員の方々から出た意見のほかに、専門家の方々の御意見もお聞きしております。その辺の御意見も踏まえた上での、藻場・干潟ビジョンの現在の改訂版という案を5－3をもって説明したいと思います。

資料の5－3、お願いします。

この資料5－3の黒字がもともとの文章、そして赤字が前回分科会でお示ししたもの、そして、黄色マーカーが今回の修正箇所となります。簡単に、かいつまんで御説明します。

まず、1のはじめにのところでございます。専門家の方々の意見を踏まえましてところ、ブルーカーボンを主体に今回改正の内容という、一つの大きな柱として入れていたのですが、ブルーカーボンは、もちろん大事なのですが、藻場の本来の目的、こういったものをきちんと踏まえた上でブルーカーボンだというスタンスを取った方がいいという御指摘を頂いております。

ですので、この中では、例えば、藻場が豊かな生態系を育む場であるとか、水産資源の増大に大きな役割を果たす藻場・干潟の保全・創造、これを通じたカーボンニュートラルなんだということで、水産の第一目的、主目的をきちんと踏まえた上でということで追記した形になっております。

3ページ目、お願いします。

ここの修正は、先ほど及川委員の方から御指摘ありました数字の記載をしたらいかがかという御指摘でございます。

上のところで、藻場・干潟の機能と現状という項目の中ですけれども、海藻類の二酸化炭素の貯留量の評価手法も公開されているということで、現在、単位当たりの係数などが公開されたということでございますので、その情報を記しております。

実際には、その係数は、簡単に言うと、係数×面積でCO₂の貯留量なり固定量が出てくるのですけれども、そこまでの段階にはまだ至ってなくて、今算定手法が開発されたという段階でございます。ですので、引き続き情報公開があった、若しくは何か進展があったら、さらなる修正も考えたいと思いますけれども、現状ではそれが公開されているということで、この枠外のところ、一番下のところですが、ガイドブックの出典も記しております。

そして、真ん中の辺りの修正は、これも専門家の御意見で、藻場・干潟のガイドラインというのを別途出しておりますけれども、そういった技術的なものと整合を図るべきということで文言を追記しております。

4ページ目でございます。

この4ページ目、保全と創造の対策の中の項目ですけれども、「また」のところですが、藻場・干潟は、我々で言うと、漁場整備であったり、活動を支援したり、そういったものとしてやっておりますけれども、漁港整備の中でも、例えば防波堤は、下にマウントという石を敷いて、その上にコンクリートの構造物を建てるのですけれども、その石を敷いた、そこに藻がかなり生える。そういった藻場の場になっているということでございます。そういった場を広く、機能も工夫していきましょうということ、こういった取組も重要ではないかという御意見も頂きました。ですので、「また」以下ですけれども、漁港整備におきましても、漁港施設に必要な機能を確保しつつ、生物の生態系等を配慮した構造として、藻場機能を付加した防波堤等の施設の整備が平成6年から行われているということで記述しております。

5ページ目辺りは、これも専門家の方々の意見、そして県の方々にもお聞きしております。そういった意見も踏まえて、技術的な追記をしたものでございます。

6ページ目でございます。

真ん中辺りの栄養塩の不足が懸念されている閉鎖性水域、こういった認識もきちんと書くべきだという専門家の御意見。

そして、また、先ほど漁港施設においても、藻場の配慮をしたということでございますけれども、そういった藻場の構造を工夫することによっての藻場機能の付加、こういったことを追記しております。

7 ページ目でございます。

新たな知見の積極的な導入の項目の中でございますけれども、定池委員が前回おっしゃっていただいた組織化というもの。活動を強いるニュアンスでよくないということで、一体となった組織づくりを推進することによってということで修正をいたしております。

以上が、頂いた皆様の委員からの御意見を踏まえた修正であります。

この藻場・干潟ビジョンにつきましても、この報告をもって、さらに再確認をしまして、近々、全国の自治体の方に共有、公開いたしまして、これに基づきまして、先ほど80と御説明しましたがけれども、そういった各地の藻場・干潟ビジョンの修正にも取り組んでいきたいというふうに思っております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、委員の先生方から御質問等ございますでしょうか。これは挙手等いただいて、御自由に御発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。特にございませんでしょうか。

それでは、私が1点気になったことは、この藻場・干潟ビジョンの文章には、令和など元号による記述の仕方と西暦が混在しているんですね。令和2年、次に2050年とかなったときにちょっと分かりにくいと感じました。資料も、国東半島の図の説明など、西暦と元号が混在しているところがあって、ちょっとイメージがつかみにくいところがあるので、できれば、工夫していただければと思います。もしできたらということでよろしいので、今申し上げて恐縮ですが、よろしくをお願いをしたいと思います。

○中村計画課長 御指摘ありがとうございます。再度、確認をいたしまして、最終版に至るまでは、もう一回、我々の中で確認します。ありがとうございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

本日は少し時間に余裕があるようですので、この機会に、何か御発言などあれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木委員、お願いします。

○青木委員 青木です。

今回、今日、策定した海業に関する方針というの、もうかなりのものだと思います。1点だけ、ちょっと将来に関して、計画をしっかりとこのとおりやっていけば問題ないとは思っているんですけども、例えばちょっと閑散とした漁港ですね。そこに海業が発展してしまって、発展し過ぎて、ちょっと漁業に影響が出るというようなことがないように、計画、このとおりしっかりと進めていけるようお願いできればと思います。

以上です。

○橋本分科会長 ただいまの御指摘について、お願いします。

○中村計画課長 ありがとうございます。

確かに、漁業に支障が出てくること、将来的にも、それは今までの議論の過程の中でも、皆さん、御心配されている声というふうに受け止めております。この中で、まず管理者が基本的に計画を立てて、その上でそれにのっとったものを民間の方々、事業主体が手を挙げてやっていただくということで、そこは管理者の考え方を非常に重視しております。

あとは、その過程の中で、漁業者若しくは漁業関係者を含めました関係者ときちんと、工藤委員からも「あらかじめ」ということを頂きましたように、そういった合意形成のプロセスもきちんと組む。

さらには、万が一、何かあった場合には、国としても助言・勧告をすとか、そういった行き過ぎたものを是正すとか、そういったことも手続の中にはありますので、そういったことのないように地元ともきちんと調整を……との調整を踏まえながら、我々もできるだけ一緒に二人三脚で進めてまいりたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○青木委員 よろしくをお願いします。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

及川委員、お願いします。

○及川委員 及川です。

私は全く新参者で、こういう質問をしてもちょっとよろしいのか、よく分からないところなんですけど、ちょっと意地悪な質問を1つだけさせていただきたいのは、この藻場・干潟が長い間、高度経済成長期、失われてきて、今、回生にこうやってかじを大きく切っているということはすばらしいことだと思うんですが、この藻場や干潟が失われてきたことに対しては、例えば水産庁さんとしては、判断がよくなかった部分とかがあある、あったと

か、いや、それは経済産業省がこうやったからだとか、何かそういうところは、日本の政府としては、特に僕らは水産庁さんとのお付き合いなわけですから、どのように見ているのか、もし差し支えなければ教えていただきたい。要するに、もっとこうしていれば、こうじゃなかったとかあるのか。いや、最善を尽くしたけれども、こうだったのかとか。ちょっと、その辺、大変恐縮なんですけれども、もし御意見があれば教えていただきたいと思います。

○中村計画課長 大変難しい質問だと思っています。今まで、やはり高度経済成長期中で、日本の産業の発展、主に言われているのは多分埋立てとか、そういったことだと思います。そういったことの中で、国土の均衡ある発展と当時言っておりましたけれども、その中で水産業を持続的に維持していくのか、発展させていくのか、このバランスというものを自治体も含めて、判断してきた結果ではないかというふうに思っています。

そういった中で、最近の失われ方というのが、埋立てというよりは、むしろ磯焼けとか、海水温の上昇とか気候変動、そういったことによるものと言われています。この最近の動きに関しましては、環境省さんや国土交通省さんでありますとか、ブルーカーボンと言われる中で、藻場の保全など連絡会議をもって対応したりしてきています。

あとは、国土交通省さんの中でも、我々もそうですけれども、やはり埋立ての是非、今までのやり方がいいのか悪いのか、それを反省しつつ。さらには、例えば港湾——漁港もそうですが、先ほど申し上げたとおり、施設をつくるにしても環境配慮型といいますか、環境創造型といいますか、そういった動きにかじを切っているのが現状でございます。

ですので、各省庁とも連携をしながら、現状の少なくとも藻場・干潟をいかに保全・創造させていくかということに関しましては、全体として歩調を取りながら、マイナス面ができるだけないように取り組んでいるということではないかというふうに、私自身は認識しております。すみません、こういう答えでよかったかでしょうか。

○及川委員 ありがとうございます。

○橋本分科会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほか、もう一方ぐらい、何かあればいかがでしょうか。

それでは、以上で本日の議事はここまでとなります。

それでは、田中部長から御挨拶をお願いします。

○田中漁港漁場整備部長 本日、答申を頂きましたので、お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

委員各位におかれましては、これまで3回の会議におきまして、専門の御立場から貴重な御意見を賜りました。おかげさまで、本日答申を出していただきました。我々、これをしっかり踏まえまして、これから最終化の作業を進めてまいりたいと存じます。計画課長からありましたように、この方針の策定に向けての手續、そして、来年4月の施行に向けた準備作業等を進めてまいりたいというふうに思っております。

今回、御審議を頂きましたのは、改正漁港漁場整備法に基づく制度、漁港施設等活用事業の制度の整備に関するものということでございました。

我々、今の厳しい水産業や漁村の状況を踏まえたときに、やはりこの海業によりまして、漁村の活性化をより進めていく必要があると、このように考えているところでございます。

この御審議の中でも、高松委員から、この海業という言葉自体がまだ定着していないのではないかとといった御意見、そして、そういったイメージを共有できるように進めていくべきといった御意見を頂いたところでございます。

我々の目指すところは、海業の取組、そして今回整備を進めております改正漁港漁場整備法の新しい制度などが地元でうまく活用されて、実際に漁村の活性化に結びつけていくことが目指すところであると思っております。

そのような観点から、当分科会で御審議を頂いて策定した漁港漁場整備長期計画では、令和8年まで、500件の新たな海業の取組を起こしていくということを成果目標として掲げてございます。

今回、整備をしております漁港施設等活用事業などの制度、これは飽くまでツールでございまして、この仕組みをしっかりと地元で活用いただけるような施策の浸透、制度の周知といったもの、御説明をしっかりと尽くしていきたいと思っております。

今回、我々、海業の取組を各地で展開していくための策ということで、様々な支援策をパッケージという形でまとめさせていただいたり、地域の様々なお立場の方からの御相談に応じる相談窓口の設置、そしてモデル地区での計画策定など、横展開ができるようなことを意図した支援策というのも講じさせていただいております。

さらに来月には全国推進協議会という形で、海業に関心を持っていただける自治体や漁業協同組合、そして民間事業者の方にもお集まりを頂いて、取組の周知と情報共有などをしていく取組を進めてまいりたいと考えてございます。

不漁や輸出の規制など、水産業を取り巻く環境というのは、依然厳しいものがございすけれども、水産基本計画、漁港漁場整備長期計画に定めた施策の方向性に沿って、水産

業の成長産業化、海業による漁村の活性化をしっかりと水産庁として取り組んでまいりたいと考えてございます。

長期間にわたります、委員各位からの御審議、そして貴重な御意見、ありがとうございます。今後とも、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、お礼の御挨拶とさせていただきます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、今後の進行を事務局に交代いたします。

○高原計画課総括 本日の御審議、誠にありがとうございました。

本日の議事及び御発言につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、水産庁のホームページで公表させていただくこととなります。委員の皆様には、御発言の内容につきまして、後日改めて確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今後の漁港漁場整備分科会の開催につきましては、現在のところ、来年になりますが、行政不服審査請求に係る御審議をお願いしたいと考えているところでございます。

また、今般の法改正では、漁港区域内にない漁港施設、これをみなし施設と呼んでございますけれども、その指定について、農林水産大臣が指定する場合、あらかじめ水産政策審議会の議を経て定めた基準に適合するものについては、水産政策審議会の議を経ずとも指定できる仕組みとなりました。この基準について、お諮りしていく予定としてございます。

日程等につきましては、今後調整させていただきます。調整させていただいた上で決定させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後２時２７分閉会